

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 予定数量の排出権が取得できない場合など、やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならぬ。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならぬ。

4 配分金に係るものであることの通知等

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るCDMプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行わなければならない。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、当該余剰金を速やかに会社に返還しなければならぬ。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならぬ。